

==この議会に向けて==

埼玉県和光市議会議員 菅 原 満
客員研究員

◆原点・原典に当たること

アメリカ大統領にトランプ氏が就任しました。トランプ氏については、予備選、大統領選を通じての発言、過去の行動や言動、さらに、就任後の大統領令で何かと話題になっていきます。

この状況に対し、私たちが評価や判断の前提は、まずはマスコミから伝えられる情報に依ります。直接、大統領令や公開情報に当たることはできません。その背景や実情をつぶさにチェックすること、過去の経緯、事象を俯瞰して観ることまでは制約があるのではと思います。

伝えられている情報は情報として捉えるとともに、アメリカ国内状況のみならず、世界の政治経済、紛争等の情勢に関しての情報について、「様々な角度・視点」からの情報を収集し、咀嚼し、考え、判断することが大切だと考えます。

◆判断を持つ前提に必要な「もの」

このように情報を収集し、分析や解釈を行い、選択肢に思いを巡らし、政策や対策をつくるというサイクルで重要なものは何か考えていくことが必要かと思えます。

事故に都合のよい情報を集めて、「良いことだから。」と独りよがりの判断で政策（対策）を提言することは避

けることが「議員」には、求められると考えます。

あくまで、個人人としての「議員」にあつては、「良いこと」「はななく」「良いと思つ（考える）こと」を行っている客観的な側面も持って認識し、自己の中でPDCA思考とでもいうことを行っていくことが必要ではないかと思えます。

◆自治体行政に関係する予定法律案

◇ここで、第193国会に提出（予定）の法律案の主なものを挙げると以下ようになります。このレポートが届く頃は、提出法律案の関係資料がHPに掲載されます。確認をし、各自治体にごのような影響があるのか議会活動に活用してみてください。実際には、法律案が可決成立してから、自治体に通知や技術的助言、説明があるかどうかと思えます。想定される状況の把握という点で、把握しておくことが必要かと思えます。

総務省関連（地方税法等一部改正、地方自治法等一部改正、地方公務員法等一部改正）／**文部科学省**（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための法律等一部改正）／**厚労省関連**（地域包括ケアの強化ための介護保険法等の一部改正、水道法等一部改正、健康増進法一部改正）／**国土交通省関連**（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律一部改正）
（注・法律名は、略してあります。）

◆医療・介護の連携（地域医療構想・地域包括ケア）

各自治体においては、地域包括ケアの体制が整備され

てきていることと思います。先に触れたように、国会に『地域包括ケアの強化のための介護保険法等の一部改正』の法律案が提出されています。これは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」としての取組を行なうものとしてしています。

◇主な改正点として、課題となっていた介護療養病床の扱いについて、「**介護医療院**」を創設すること、介護保険利用者負担や保険者の介護納付金を見直すこととしてい
ます。また、介護保険と障害福祉の両制度に「共生型サービス」を位置付けるとしています。すでに、共生型施設を整備・誘致している自治体もあるかと思えます。



法改正の影響や対応策について、「介護保険・高齢者保健福祉計画」の見直しに向けて確認しておくことが考えられます。

この際、負担のあり方の論議に囚われて、将来の介護・医療・健康の課題の論議が等閑にならないようにしたいものです。

◇さらに、2025年問題を見据えての課題として、「地域医療構想」が挙げられるかと思えます。

病床のあり方、医療と介護の連携、地域包括ケア、大都市圏と人口減少・高齢化の進んだ地域との違い、在宅介護と在宅医療・看護、地域連携の構築に向け、専門職種の人材確保など、自治体毎に課題を把握、将来のあり方を確認しておくことが大切と考えます。関連する事業費の予算審査で、確認することも考えられます。

また、在宅先への訪問という点では、訪問時におけるトラブルや事故の事例を把握、対応策の検討、検証について確認することも挙げられます。

上段のグラフは、死亡の場所別の推移です。今後の医療制度、施設整備などを把握し、ターミナルケアや看取りに関しても考慮することが挙げられると思えます。

※参考 『2025年へのカウントダウン』武藤正樹著(医学通信社) / 『厚生労働省HP』 / 『国保新聞』

◆地方公務労働の見直し

自治体の臨時・非常勤のあり方について、「特別職」の範囲の厳格化、「臨時的任用」の対象の厳格化、「(仮称)会計年度職員」の規程を設け「給料・手当」の支給対象とするという内容となっています。行財政運営への影響について、確実に確認しておく必要があります。

◆この他の法律案の中から

自治体行政運営の内部統制(都道府県・指定都市)の整備。その他の市町村は泥よく義務。議会の役割からも個の改正には把握しておくことが大切だと考えます。

(※平成29年第1回議会用)